

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月6日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（債券 一般））		アフリカ		
資産複合		中 近 東 （ 中 東 ）		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

*1 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*2 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*3 その他債券・・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色

1 日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆ 日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、
当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しております。

※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

特色

2 ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

- 債券見通し(金利水準・金利見通し・信用力等)を考慮し、投資を行います。
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

- 為替見通しを考慮し、投資を行います。
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあり、その場合、NDFを活用します。

・NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

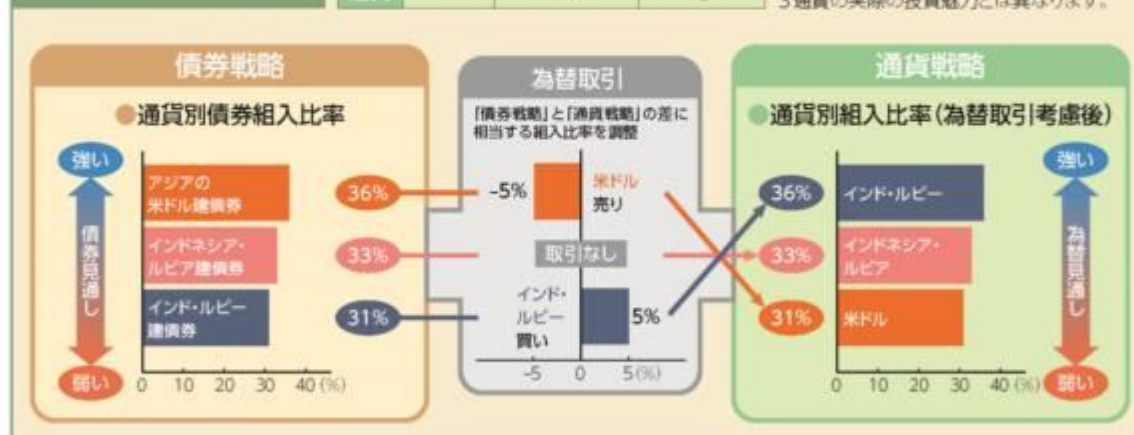
■ 主な収益の源泉



債券と為替の見通しを右記と
仮定した場合のイメージ図

	米ドル	インドネシア・ルピア	インド・ルピー
債券	○	△	×
通貨	×	△	○

左の表は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明
するために債券、通貨毎の3通貨間の相対的
な投資魅力を、○>△>×の順に表しています。
3通貨の実際の投資魅力とは異なります。



上記は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために簡略化した上で図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。
また、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色 **3**

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



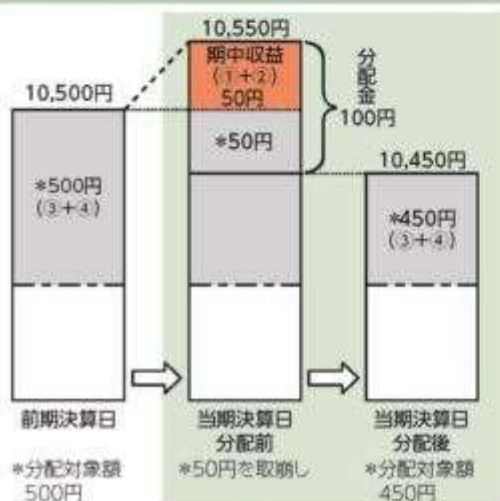
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

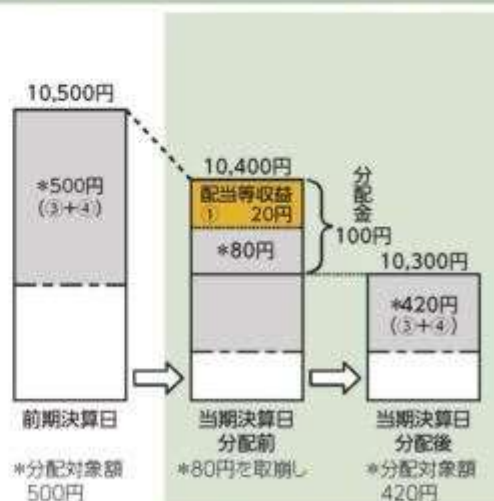
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



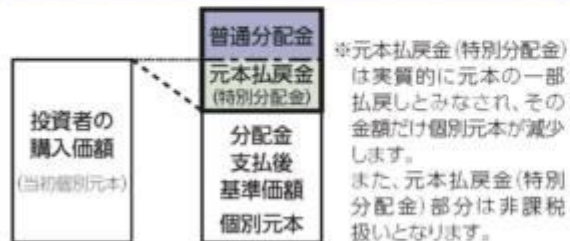
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

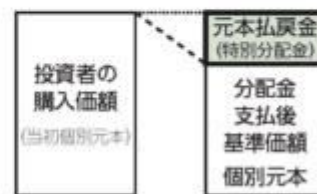
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。
同一企業が発行する債券への投資	同一企業が発行する債券への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
同一通貨への投資	同一通貨への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。
同一国・地域が発行する債券への投資	同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

<訂正後>

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

＜更新後＞

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d. 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑦ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧ その他の主な留意点

- a. ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- f. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部か

ら独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	配当込みTOPIX(東証株価指数(TOPIX)(配当込み))とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2026年1月8日～2026年7月7日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	1.65%	0.11%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】**【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】****（１）【投資状況】**

2026年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,257,302,866	99.69
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	16,085,536	0.31
純資産総額		5,273,388,402	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位 30 銘柄**

2026年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド	1,357,809,568	3.8962	5,290,297,639	3.8719	5,257,302,866	99.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.69
合計	99.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第89計算期間末日	(2016年 8月 8日)	16,535,673,157	16,684,163,215	8,352	8,427
第90計算期間末日	(2016年 9月 7日)	16,378,780,779	16,476,900,939	8,346	8,396
第91計算期間末日	(2016年10月 7日)	15,852,868,980	15,947,712,939	8,357	8,407
第92計算期間末日	(2016年11月 7日)	15,297,901,617	15,390,679,913	8,244	8,294
第93計算期間末日	(2016年12月 7日)	15,773,189,327	15,864,664,575	8,622	8,672
第94計算期間末日	(2017年 1月10日)	15,508,861,665	15,598,388,537	8,662	8,712
第95計算期間末日	(2017年 2月 7日)	14,980,403,414	15,068,516,764	8,501	8,551
第96計算期間末日	(2017年 3月 7日)	14,978,563,882	15,065,959,643	8,569	8,619
第97計算期間末日	(2017年 4月 7日)	14,621,819,617	14,708,253,115	8,458	8,508
第98計算期間末日	(2017年 5月 8日)	14,641,527,621	14,726,950,511	8,570	8,620
第99計算期間末日	(2017年 6月 7日)	14,191,454,597	14,275,223,798	8,471	8,521
第100計算期間末日	(2017年 7月 7日)	14,253,503,088	14,335,944,992	8,645	8,695
第101計算期間末日	(2017年 8月 7日)	14,063,344,369	14,145,046,611	8,606	8,656
第102計算期間末日	(2017年 9月 7日)	13,864,590,684	13,946,139,846	8,501	8,551
第103計算期間末日	(2017年10月10日)	13,863,214,469	13,944,016,581	8,578	8,628
第104計算期間末日	(2017年11月 7日)	13,856,339,156	13,936,380,411	8,656	8,706
第105計算期間末日	(2017年12月 7日)	13,652,214,559	13,731,578,844	8,601	8,651
第106計算期間末日	(2018年 1月 9日)	13,892,837,901	13,971,701,934	8,808	8,858
第107計算期間末日	(2018年 2月 7日)	13,281,474,222	13,360,135,521	8,442	8,492
第108計算期間末日	(2018年 3月 7日)	12,585,046,662	12,663,321,247	8,039	8,089
第109計算期間末日	(2018年 4月 9日)	12,661,839,066	12,739,452,648	8,157	8,207
第110計算期間末日	(2018年 5月 7日)	12,346,378,026	12,423,298,219	8,025	8,075
第111計算期間末日	(2018年 6月 7日)	12,244,004,459	12,320,152,741	8,040	8,090
第112計算期間末日	(2018年 7月 9日)	11,684,851,646	11,759,869,248	7,788	7,838
第113計算期間末日	(2018年 8月 7日)	11,464,181,004	11,538,081,685	7,756	7,806
第114計算期間末日	(2018年 9月 7日)	10,979,609,134	11,052,481,246	7,533	7,583
第115計算期間末日	(2018年10月 9日)	10,763,151,281	10,834,884,843	7,502	7,552
第116計算期間末日	(2018年11月 7日)	10,860,178,308	10,931,334,223	7,631	7,681
第117計算期間末日	(2018年12月 7日)	10,904,089,842	10,974,645,776	7,727	7,777
第118計算期間末日	(2019年 1月 7日)	10,513,864,152	10,583,897,350	7,506	7,556
第119計算期間末日	(2019年 2月 7日)	10,723,322,435	10,793,322,495	7,660	7,710
第120計算期間末日	(2019年 3月 7日)	10,765,022,347	10,834,602,537	7,736	7,786
第121計算期間末日	(2019年 4月 8日)	10,772,921,031	10,842,056,251	7,791	7,841
第122計算期間末日	(2019年 5月 7日)	10,479,169,317	10,547,846,396	7,629	7,679
第123計算期間末日	(2019年 6月 7日)	10,359,749,373	10,428,243,806	7,562	7,612

第124計算期間末日	(2019年 7月 8日)	10,534,062,160	10,602,134,316	7,737	7,787
第125計算期間末日	(2019年 8月 7日)	10,143,481,714	10,211,294,227	7,479	7,529
第126計算期間末日	(2019年 9月 9日)	10,217,065,518	10,284,613,435	7,563	7,613
第127計算期間末日	(2019年10月 7日)	10,076,020,791	10,142,893,263	7,534	7,584
第128計算期間末日	(2019年11月 7日)	10,150,728,877	10,217,036,324	7,654	7,704
第129計算期間末日	(2019年12月 9日)	9,993,616,956	10,059,597,484	7,573	7,623
第130計算期間末日	(2020年 1月 7日)	9,932,744,214	9,998,137,770	7,595	7,645
第131計算期間末日	(2020年 2月 7日)	9,979,846,223	10,018,725,520	7,701	7,731
第132計算期間末日	(2020年 3月 9日)	9,160,122,337	9,198,611,363	7,140	7,170
第133計算期間末日	(2020年 4月 7日)	8,714,192,123	8,752,342,689	6,852	6,882
第134計算期間末日	(2020年 5月 7日)	8,797,480,026	8,835,459,382	6,949	6,979
第135計算期間末日	(2020年 6月 8日)	9,421,758,015	9,459,524,194	7,484	7,514
第136計算期間末日	(2020年 7月 7日)	9,211,839,198	9,249,348,999	7,368	7,398
第137計算期間末日	(2020年 8月 7日)	9,145,535,848	9,182,589,549	7,405	7,435
第138計算期間末日	(2020年 9月 7日)	9,153,202,352	9,190,020,648	7,458	7,488
第139計算期間末日	(2020年10月 7日)	8,946,280,072	8,982,697,133	7,370	7,400
第140計算期間末日	(2020年11月 9日)	8,841,799,175	8,877,795,523	7,369	7,399
第141計算期間末日	(2020年12月 7日)	8,816,657,682	8,852,002,574	7,483	7,513
第142計算期間末日	(2021年 1月 7日)	8,653,158,887	8,687,778,815	7,498	7,528
第143計算期間末日	(2021年 2月 8日)	8,610,706,006	8,644,942,427	7,545	7,575
第144計算期間末日	(2021年 3月 8日)	8,398,617,794	8,432,375,273	7,464	7,494
第145計算期間末日	(2021年 4月 7日)	8,390,291,168	8,423,902,358	7,489	7,519
第146計算期間末日	(2021年 5月 7日)	8,340,444,606	8,362,682,533	7,501	7,521
第147計算期間末日	(2021年 6月 7日)	8,219,559,760	8,241,379,698	7,534	7,554
第148計算期間末日	(2021年 7月 7日)	8,025,917,784	8,047,489,932	7,441	7,461
第149計算期間末日	(2021年 8月10日)	7,901,337,792	7,922,645,862	7,416	7,436
第150計算期間末日	(2021年 9月 7日)	7,872,756,776	7,893,881,368	7,454	7,474
第151計算期間末日	(2021年10月 7日)	7,688,872,780	7,709,791,539	7,351	7,371
第152計算期間末日	(2021年11月 8日)	7,659,554,778	7,680,030,090	7,482	7,502
第153計算期間末日	(2021年12月 7日)	7,378,048,916	7,398,138,187	7,345	7,365
第154計算期間末日	(2022年 1月 7日)	7,425,349,647	7,445,240,767	7,466	7,486
第155計算期間末日	(2022年 2月 7日)	7,258,581,960	7,278,335,534	7,349	7,369
第156計算期間末日	(2022年 3月 7日)	7,155,677,297	7,175,303,214	7,292	7,312
第157計算期間末日	(2022年 4月 7日)	7,391,051,125	7,410,365,901	7,653	7,673
第158計算期間末日	(2022年 5月 9日)	7,210,199,174	7,229,258,934	7,566	7,586
第159計算期間末日	(2022年 6月 7日)	7,244,518,173	7,263,367,617	7,687	7,707
第160計算期間末日	(2022年 7月 7日)	7,123,150,899	7,141,745,208	7,662	7,682
第161計算期間末日	(2022年 8月 8日)	7,096,601,026	7,114,909,657	7,752	7,772
第162計算期間末日	(2022年 9月 7日)	7,190,169,479	7,208,343,979	7,912	7,932
第163計算期間末日	(2022年10月 7日)	6,828,517,434	6,846,397,883	7,638	7,658
第164計算期間末日	(2022年11月 7日)	6,808,720,577	6,826,478,975	7,668	7,688
第165計算期間末日	(2022年12月 7日)	6,729,181,731	6,746,756,009	7,658	7,678

第166計算期間末日	(2023年 1月10日)	6,545,249,486	6,562,681,049	7,510	7,530
第167計算期間末日	(2023年 2月 7日)	6,610,670,931	6,627,991,477	7,633	7,653
第168計算期間末日	(2023年 3月 7日)	6,521,694,719	6,538,975,333	7,548	7,568
第169計算期間末日	(2023年 4月 7日)	6,485,921,332	6,503,111,549	7,546	7,566
第170計算期間末日	(2023年 5月 8日)	6,634,799,850	6,651,896,141	7,762	7,782
第171計算期間末日	(2023年 6月 7日)	6,609,203,195	6,626,097,826	7,824	7,844
第172計算期間末日	(2023年 7月 7日)	6,695,393,576	6,712,254,128	7,942	7,962
第173計算期間末日	(2023年 8月 7日)	6,554,533,150	6,571,278,740	7,828	7,848
第174計算期間末日	(2023年 9月 7日)	6,646,233,930	6,662,950,404	7,952	7,972
第175計算期間末日	(2023年10月10日)	6,424,000,428	6,440,606,124	7,737	7,757
第176計算期間末日	(2023年11月 7日)	6,579,659,602	6,596,181,782	7,965	7,985
第177計算期間末日	(2023年12月 7日)	6,499,497,789	6,515,713,263	8,016	8,036
第178計算期間末日	(2024年 1月 9日)	6,439,687,145	6,455,873,994	7,957	7,977
第179計算期間末日	(2024年 2月 7日)	6,468,230,004	6,484,274,778	8,063	8,083
第180計算期間末日	(2024年 3月 7日)	6,438,420,238	6,454,201,884	8,159	8,179
第181計算期間末日	(2024年 4月 8日)	6,421,290,844	6,436,975,145	8,188	8,208
第182計算期間末日	(2024年 5月 7日)	6,348,083,583	6,363,532,546	8,218	8,238
第183計算期間末日	(2024年 6月 7日)	6,385,102,810	6,400,339,897	8,381	8,401
第184計算期間末日	(2024年 7月 8日)	6,539,082,290	6,554,230,930	8,633	8,653
第185計算期間末日	(2024年 8月 7日)	6,128,026,928	6,143,193,450	8,081	8,101
第186計算期間末日	(2024年 9月 9日)	6,102,641,939	6,117,720,436	8,094	8,114
第187計算期間末日	(2024年10月 7日)	6,310,786,415	6,325,798,843	8,407	8,427
第188計算期間末日	(2024年11月 7日)	6,294,339,966	6,309,282,380	8,425	8,445
第189計算期間末日	(2024年12月 9日)	6,042,360,634	6,057,019,885	8,244	8,264
第190計算期間末日	(2025年 1月 7日)	6,141,172,832	6,155,660,891	8,478	8,498
第191計算期間末日	(2025年 2月 7日)	5,895,551,276	5,909,961,406	8,183	8,203
第192計算期間末日	(2025年 3月 7日)	5,761,980,540	5,776,322,765	8,035	8,055
第193計算期間末日	(2025年 4月 7日)	5,617,058,256	5,631,286,338	7,896	7,916
第194計算期間末日	(2025年 5月 7日)	5,728,660,177	5,742,852,989	8,073	8,093
第195計算期間末日	(2025年 6月 9日)	5,769,626,857	5,783,706,251	8,196	8,216
第196計算期間末日	(2025年 7月 7日)	5,739,378,549	5,753,319,727	8,234	8,254
第197計算期間末日	(2025年 8月 7日)	5,783,114,290	5,796,972,055	8,346	8,366
第198計算期間末日	(2025年 9月 8日)	5,791,116,121	5,804,870,381	8,421	8,441
第199計算期間末日	(2025年10月 7日)	5,745,812,426	5,759,386,408	8,466	8,486
第200計算期間末日	(2025年11月 7日)	5,737,102,407	5,750,586,515	8,509	8,529
第201計算期間末日	(2025年12月 8日)	5,687,900,307	5,701,087,395	8,626	8,646
第202計算期間末日	(2026年 1月 7日)	5,709,454,730	5,722,512,436	8,745	8,765
第203計算期間末日	(2026年 2月 9日)	5,724,372,320	5,737,362,729	8,813	8,833
第204計算期間末日	(2026年 3月 9日)	5,628,533,185	5,641,324,094	8,801	8,821
第205計算期間末日	(2026年 4月 7日)	5,457,109,609	5,469,809,332	8,594	8,614
第206計算期間末日	(2026年 5月 7日)	5,407,335,516	5,419,981,701	8,552	8,572
第207計算期間末日	(2026年 6月 8日)	5,370,598,475	5,383,196,415	8,526	8,546

第208計算期間末日	(2026年 7月 7日)	5,340,615,273	5,353,064,495	8,580	8,600
	2025年 7月末日	5,832,826,572	—	8,413	—
	8月末日	5,763,410,698	—	8,359	—
	9月末日	5,729,823,019	—	8,390	—
	10月末日	5,825,205,067	—	8,634	—
	11月末日	5,782,247,467	—	8,706	—
	12月末日	5,729,886,055	—	8,758	—
	2026年 1月末日	5,624,363,114	—	8,650	—
	2月末日	5,740,964,907	—	8,890	—
	3月末日	5,413,075,571	—	8,521	—
	4月末日	5,520,366,547	—	8,718	—
	5月末日	5,433,200,018	—	8,610	—
	6月末日	5,378,242,034	—	8,615	—
	7月末日	5,273,388,402	—	8,517	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第89計算期間	75円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円

第115計算期間	50円
第116計算期間	50円
第117計算期間	50円
第118計算期間	50円
第119計算期間	50円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	50円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円
第126計算期間	50円
第127計算期間	50円
第128計算期間	50円
第129計算期間	50円
第130計算期間	50円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	30円
第139計算期間	30円
第140計算期間	30円
第141計算期間	30円
第142計算期間	30円
第143計算期間	30円
第144計算期間	30円
第145計算期間	30円
第146計算期間	20円
第147計算期間	20円
第148計算期間	20円
第149計算期間	20円
第150計算期間	20円
第151計算期間	20円
第152計算期間	20円
第153計算期間	20円
第154計算期間	20円
第155計算期間	20円
第156計算期間	20円
第157計算期間	20円

第158計算期間	20円
第159計算期間	20円
第160計算期間	20円
第161計算期間	20円
第162計算期間	20円
第163計算期間	20円
第164計算期間	20円
第165計算期間	20円
第166計算期間	20円
第167計算期間	20円
第168計算期間	20円
第169計算期間	20円
第170計算期間	20円
第171計算期間	20円
第172計算期間	20円
第173計算期間	20円
第174計算期間	20円
第175計算期間	20円
第176計算期間	20円
第177計算期間	20円
第178計算期間	20円
第179計算期間	20円
第180計算期間	20円
第181計算期間	20円
第182計算期間	20円
第183計算期間	20円
第184計算期間	20円
第185計算期間	20円
第186計算期間	20円
第187計算期間	20円
第188計算期間	20円
第189計算期間	20円
第190計算期間	20円
第191計算期間	20円
第192計算期間	20円
第193計算期間	20円
第194計算期間	20円
第195計算期間	20円
第196計算期間	20円
第197計算期間	20円
第198計算期間	20円
第199計算期間	20円
第200計算期間	20円

第201計算期間	20円
第202計算期間	20円
第203計算期間	20円
第204計算期間	20円
第205計算期間	20円
第206計算期間	20円
第207計算期間	20円
第208計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第89計算期間	2.99
第90計算期間	0.52
第91計算期間	0.73
第92計算期間	△0.75
第93計算期間	5.19
第94計算期間	1.04
第95計算期間	△1.28
第96計算期間	1.38
第97計算期間	△0.71
第98計算期間	1.91
第99計算期間	△0.57
第100計算期間	2.64
第101計算期間	0.12
第102計算期間	△0.63
第103計算期間	1.49
第104計算期間	1.49
第105計算期間	△0.05
第106計算期間	2.98
第107計算期間	△3.58
第108計算期間	△4.18
第109計算期間	2.08
第110計算期間	△1.00
第111計算期間	0.80
第112計算期間	△2.51
第113計算期間	0.23
第114計算期間	△2.23
第115計算期間	0.25
第116計算期間	2.38
第117計算期間	1.91
第118計算期間	△2.21
第119計算期間	2.71
第120計算期間	1.64

第121計算期間	1.35
第122計算期間	△1.43
第123計算期間	△0.22
第124計算期間	2.97
第125計算期間	△2.68
第126計算期間	1.79
第127計算期間	0.27
第128計算期間	2.25
第129計算期間	△0.40
第130計算期間	0.95
第131計算期間	1.79
第132計算期間	△6.89
第133計算期間	△3.61
第134計算期間	1.85
第135計算期間	8.13
第136計算期間	△1.14
第137計算期間	0.90
第138計算期間	1.12
第139計算期間	△0.77
第140計算期間	0.39
第141計算期間	1.95
第142計算期間	0.60
第143計算期間	1.02
第144計算期間	△0.67
第145計算期間	0.73
第146計算期間	0.42
第147計算期間	0.70
第148計算期間	△0.96
第149計算期間	△0.06
第150計算期間	0.78
第151計算期間	△1.11
第152計算期間	2.05
第153計算期間	△1.56
第154計算期間	1.91
第155計算期間	△1.29
第156計算期間	△0.50
第157計算期間	5.22
第158計算期間	△0.87
第159計算期間	1.86
第160計算期間	△0.06
第161計算期間	1.43
第162計算期間	2.32
第163計算期間	△3.21

第164計算期間	0.65
第165計算期間	0.13
第166計算期間	△1.67
第167計算期間	1.90
第168計算期間	△0.85
第169計算期間	0.23
第170計算期間	3.12
第171計算期間	1.05
第172計算期間	1.76
第173計算期間	△1.18
第174計算期間	1.83
第175計算期間	△2.45
第176計算期間	3.20
第177計算期間	0.89
第178計算期間	△0.48
第179計算期間	1.58
第180計算期間	1.43
第181計算期間	0.60
第182計算期間	0.61
第183計算期間	2.22
第184計算期間	3.24
第185計算期間	△6.16
第186計算期間	0.40
第187計算期間	4.11
第188計算期間	0.45
第189計算期間	△1.91
第190計算期間	3.08
第191計算期間	△3.24
第192計算期間	△1.56
第193計算期間	△1.48
第194計算期間	2.49
第195計算期間	1.77
第196計算期間	0.70
第197計算期間	1.60
第198計算期間	1.13
第199計算期間	0.77
第200計算期間	0.74
第201計算期間	1.61
第202計算期間	1.61
第203計算期間	1.00
第204計算期間	0.09
第205計算期間	△2.12
第206計算期間	△0.25

第207計算期間	△0.07
第208計算期間	0.86

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第89計算期間	122,842,100	357,357,763	19,798,674,521
第90計算期間	99,235,648	273,878,059	19,624,032,110
第91計算期間	71,915,869	727,156,099	18,968,791,880
第92計算期間	55,613,533	468,746,159	18,555,659,254
第93計算期間	122,553,074	383,162,579	18,295,049,749
第94計算期間	88,933,263	478,608,424	17,905,374,588
第95計算期間	96,364,487	379,068,925	17,622,670,150
第96計算期間	54,526,420	198,044,176	17,479,152,394
第97計算期間	77,025,373	269,478,156	17,286,699,611
第98計算期間	47,258,598	249,380,065	17,084,578,144
第99計算期間	89,730,378	420,468,177	16,753,840,345
第100計算期間	88,451,413	353,910,764	16,488,380,994
第101計算期間	89,451,421	237,383,854	16,340,448,561
第102計算期間	149,594,671	180,210,762	16,309,832,470
第103計算期間	103,031,314	252,441,354	16,160,422,430
第104計算期間	87,494,077	239,665,441	16,008,251,066
第105計算期間	108,769,341	244,163,319	15,872,857,088
第106計算期間	130,569,653	230,620,026	15,772,806,715
第107計算期間	146,694,329	187,241,184	15,732,259,860
第108計算期間	74,887,497	152,230,266	15,654,917,091
第109計算期間	78,713,161	210,913,768	15,522,716,484
第110計算期間	55,341,971	194,019,761	15,384,038,694
第111計算期間	58,784,730	213,166,889	15,229,656,535
第112計算期間	57,307,569	283,443,598	15,003,520,506
第113計算期間	41,832,479	265,216,626	14,780,136,359
第114計算期間	40,173,657	245,887,591	14,574,422,425
第115計算期間	41,033,423	268,743,291	14,346,712,557
第116計算期間	36,258,064	151,787,501	14,231,183,120
第117計算期間	42,707,221	162,703,439	14,111,186,902
第118計算期間	67,725,104	172,272,234	14,006,639,772
第119計算期間	95,836,747	102,464,487	14,000,012,032
第120計算期間	59,352,595	143,326,579	13,916,038,048
第121計算期間	102,079,478	191,073,364	13,827,044,162
第122計算期間	43,926,643	135,554,867	13,735,415,938
第123計算期間	118,398,322	154,927,497	13,698,886,763
第124計算期間	73,003,654	157,459,144	13,614,431,273
第125計算期間	146,277,693	198,206,281	13,562,502,685

第126計算期間	45,474,121	98,393,387	13,509,583,419
第127計算期間	45,657,034	180,745,965	13,374,494,488
第128計算期間	50,864,868	163,869,814	13,261,489,542
第129計算期間	129,829,113	195,212,964	13,196,105,691
第130計算期間	56,008,746	173,403,087	13,078,711,350
第131計算期間	66,289,034	185,234,519	12,959,765,865
第132計算期間	57,297,098	187,387,501	12,829,675,462
第133計算期間	43,010,680	155,830,603	12,716,855,539
第134計算期間	30,954,571	88,024,497	12,659,785,613
第135計算期間	25,134,504	96,193,534	12,588,726,583
第136計算期間	20,165,476	105,625,019	12,503,267,040
第137計算期間	38,753,680	190,787,003	12,351,233,717
第138計算期間	44,011,577	122,479,632	12,272,765,662
第139計算期間	24,841,950	158,587,248	12,139,020,364
第140計算期間	24,377,909	164,615,604	11,998,782,669
第141計算期間	20,054,418	237,206,171	11,781,630,916
第142計算期間	25,549,081	267,203,958	11,539,976,039
第143計算期間	33,811,554	161,647,187	11,412,140,406
第144計算期間	19,575,504	179,222,842	11,252,493,068
第145計算期間	36,861,883	85,624,635	11,203,730,316
第146計算期間	31,790,629	116,557,180	11,118,963,765
第147計算期間	21,661,864	230,656,238	10,909,969,391
第148計算期間	19,183,198	143,078,299	10,786,074,290
第149計算期間	14,420,108	146,459,348	10,654,035,050
第150計算期間	28,500,207	120,239,227	10,562,296,030
第151計算期間	14,970,399	117,886,768	10,459,379,661
第152計算期間	14,108,456	235,831,830	10,237,656,287
第153計算期間	11,948,397	204,969,075	10,044,635,609
第154計算期間	15,424,809	114,500,152	9,945,560,266
第155計算期間	11,364,614	80,137,791	9,876,787,089
第156計算期間	12,919,353	76,747,804	9,812,958,638
第157計算期間	12,956,478	168,526,890	9,657,388,226
第158計算期間	10,635,965	138,144,103	9,529,880,088
第159計算期間	11,214,675	116,372,485	9,424,722,278
第160計算期間	13,699,252	141,266,908	9,297,154,622
第161計算期間	14,272,076	157,111,083	9,154,315,615
第162計算期間	13,591,693	80,657,232	9,087,250,076
第163計算期間	23,609,104	170,634,620	8,940,224,560
第164計算期間	11,070,954	72,096,072	8,879,199,442
第165計算期間	12,237,690	104,297,790	8,787,139,342
第166計算期間	16,252,965	87,610,766	8,715,781,541
第167計算期間	11,617,015	67,125,454	8,660,273,102
第168計算期間	14,329,786	34,295,755	8,640,307,133

第169計算期間	34,004,029	79,202,441	8,595,108,721
第170計算期間	19,361,092	66,323,906	8,548,145,907
第171計算期間	11,604,187	112,434,173	8,447,315,921
第172計算期間	44,585,376	61,624,988	8,430,276,309
第173計算期間	17,842,201	75,323,441	8,372,795,069
第174計算期間	24,979,056	39,536,823	8,358,237,302
第175計算期間	18,108,391	73,497,504	8,302,848,189
第176計算期間	9,738,956	51,496,880	8,261,090,265
第177計算期間	21,888,063	175,240,996	8,107,737,332
第178計算期間	92,072,101	106,384,473	8,093,424,960
第179計算期間	22,225,933	93,263,716	8,022,387,177
第180計算期間	9,284,644	140,848,403	7,890,823,418
第181計算期間	30,197,413	78,870,319	7,842,150,512
第182計算期間	9,209,479	126,878,460	7,724,481,531
第183計算期間	10,400,534	116,338,362	7,618,543,703
第184計算期間	24,946,628	69,169,919	7,574,320,412
第185計算期間	63,321,595	54,380,911	7,583,261,096
第186計算期間	9,582,173	53,594,425	7,539,248,844
第187計算期間	14,205,661	47,240,171	7,506,214,334
第188計算期間	24,128,605	59,135,638	7,471,207,301
第189計算期間	8,392,926	149,974,714	7,329,625,513
第190計算期間	6,900,618	92,496,405	7,244,029,726
第191計算期間	7,612,192	46,576,530	7,205,065,388
第192計算期間	12,211,309	46,163,989	7,171,112,708
第193計算期間	6,141,208	63,212,596	7,114,041,320
第194計算期間	8,931,881	26,567,191	7,096,406,010
第195計算期間	6,155,464	62,864,273	7,039,697,201
第196計算期間	6,894,736	76,002,546	6,970,589,391
第197計算期間	5,661,057	47,367,769	6,928,882,679
第198計算期間	7,848,258	59,600,462	6,877,130,475
第199計算期間	6,249,795	96,388,972	6,786,991,298
第200計算期間	12,797,114	57,733,973	6,742,054,439
第201計算期間	8,461,963	156,972,159	6,593,544,243
第202計算期間	5,427,934	70,118,856	6,528,853,321
第203計算期間	6,260,434	39,908,777	6,495,204,978
第204計算期間	6,346,115	106,096,358	6,395,454,735
第205計算期間	5,883,868	51,477,086	6,349,861,517
第206計算期間	6,427,019	33,195,555	6,323,092,981
第207計算期間	5,710,351	29,833,063	6,298,970,269
第208計算期間	9,604,224	83,963,221	6,224,611,272

（参考）

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

2026年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	マレーシア	992,768,481	17.61
	インドネシア	599,368,542	10.63
	韓国	529,854,021	9.40
	インド	505,639,211	8.97
	ニュージーランド	473,969,699	8.41
	フィリピン	453,087,891	8.03
	タイ	336,882,999	5.97
	シンガポール	298,515,071	5.29
	オーストラリア	255,317,401	4.53
	中国	241,973,897	4.29
	アメリカ	31,412,760	0.56
	小計	4,718,789,973	83.68
地方債証券	ニュージーランド	44,042,210	0.78
特殊債券	アメリカ	355,187,897	6.30
	オーストラリア	345,863,745	6.13
	小計	701,051,642	12.43
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	175,103,819	3.11
純資産総額		5,638,987,644	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2026年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
フィリピン	国債証券	6.25 PHILIPPI(GL)360114	190,000,000	242.38	460,525,791	238.46	453,087,891	6.250000	2036/1/14	8.03
インドネシア	国債証券	6.625 INDONESIA330515	50,000,000,000	0.85	429,156,469	0.85	425,161,975	6.625000	2033/5/15	7.54
アメリカ	特殊債券	5.5 EX-IM BK IND330118	2,000,000	16,375.80	327,516,100	16,210.45	324,209,115	5.500000	2033/1/18	5.75
タイ	国債証券	3.39 THAILAND370617	50,000,000	538.96	269,484,240	533.84	266,920,008	3.390000	2037/6/17	4.73
マレーシア	国債証券	3.519 MALAYSIAGOV280420	6,000,000	3,952.87	237,172,773	3,949.85	236,991,248	3.519000	2028/4/20	4.20
マレーシア	国債証券	3.582 MALAYSIAGOV320715	5,000,000	3,951.10	197,555,126	3,929.34	196,467,334	3.582000	2032/7/15	3.48
マレーシア	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV310415	5,000,000	3,798.89	189,944,964	3,784.75	189,237,503	2.632000	2031/4/15	3.36
インドネシア	国債証券	6.125 INDONESIA280515	20,000,000,000	0.87	174,253,402	0.87	174,206,567	6.125000	2028/5/15	3.09
韓国	国債証券	3.25 KOREA TREASU530310	1,800,000,000	9.12	164,323,591	8.95	161,205,535	3.250000	2053/3/10	2.86

オーストラリア	特殊債券	2.25 VICTORIA 341120	1,800,000	9,003.83	162,069,014	8,883.38	159,900,962	2.250000	2034/11/20	2.84
中国	国債証券	1.83 CHINA GOVT 350825	6,000,000	2,398.45	143,907,412	2,403.94	144,236,730	1.830000	2035/8/25	2.56
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 350621	1,500,000	9,621.61	144,324,274	9,524.37	142,865,686	2.750000	2035/6/21	2.53
ニュージーランド	国債証券	4.25 NZ GOVT 360515	1,500,000	9,308.32	139,624,912	9,083.47	136,252,098	4.250000	2036/5/15	2.42
ニュージーランド	国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	1,700,000	8,022.00	136,374,041	7,818.47	132,914,117	2.750000	2037/4/15	2.36
マレーシア	国債証券	4.642 MALAYSIAGOV 331107	3,000,000	4,200.27	126,008,163	4,171.12	125,133,850	4.642000	2033/11/7	2.22
マレーシア	国債証券	3.885 MALAYSIAGOV 290815	3,000,000	4,003.83	120,115,045	3,993.75	119,812,775	3.885000	2029/8/15	2.12
韓国	国債証券	3.5 KOREA TREASUR 340610	1,000,000,000	10.71	107,191,894	10.63	106,300,863	3.500000	2034/6/10	1.89
シンガポール	国債証券	2.375 SINGAPORGOV 390701	800,000	12,752.14	102,017,177	12,404.03	99,232,252	2.375000	2039/7/1	1.76
インド	国債証券	7.02 INDIA GOVT 310618	50,000,000	173.05	86,526,140	173.17	86,588,417	7.020000	2031/6/18	1.54
インド	国債証券	7.23 INDIA GOVT 390415	50,000,000	173.98	86,992,835	172.43	86,218,984	7.230000	2039/4/15	1.53
マレーシア	国債証券	4.696 MALAYSIAGOV 421015	2,000,000	4,295.90	85,918,136	4,276.68	85,533,738	4.696000	2042/10/15	1.52
インド	国債証券	6.54 INDIA GOVT 320117	50,000,000	168.91	84,457,158	169.33	84,668,831	6.540000	2032/1/17	1.50
韓国	国債証券	3.25 KOREA TREASU 330610	800,000,000	10.63	85,074,281	10.55	84,423,458	3.250000	2033/6/10	1.50
シンガポール	国債証券	3 SINGAPORGOVT 720801	600,000	14,891.63	89,349,789	13,856.69	83,140,197	3.000000	2072/8/1	1.47
インド	国債証券	7.3 INDIA GOVT 530619	50,000,000	168.83	84,415,922	165.72	82,860,615	7.300000	2053/6/19	1.47
インド	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	50,000,000	165.61	82,809,916	165.61	82,805,775	5.790000	2030/5/11	1.47
インド	国債証券	6.48 INDIA GOVT 351006	50,000,000	165.23	82,616,274	164.99	82,496,589	6.480000	2035/10/6	1.46
オーストラリア	特殊債券	5.25 VICTORIA 380915	700,000	10,893.36	76,253,561	10,706.02	74,942,199	5.250000	2038/9/15	1.33
中国	国債証券	2.33 CHINA GOVT 440815	3,000,000	2,444.45	73,333,597	2,461.15	73,834,555	2.330000	2044/8/15	1.31
韓国	国債証券	3.25 KOREA TREASU 351210	700,000,000	10.33	72,369,056	10.28	72,009,936	3.250000	2035/12/10	1.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	83.68
地方債証券	0.78
特殊債券	12.43
合計	96.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

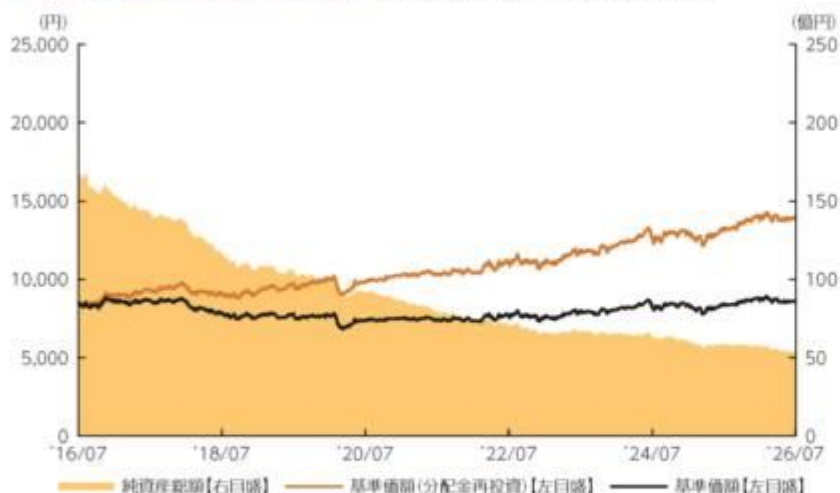
《参考情報》



運用実績

2026年7月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2016年7月29日～2026年7月31日



- ・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,517円
純資産総額	52.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年 7 月	20円
2026年 6 月	20円
2026年 5 月	20円
2026年 4 月	20円
2026年 3 月	20円
2026年 2 月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	11,455円

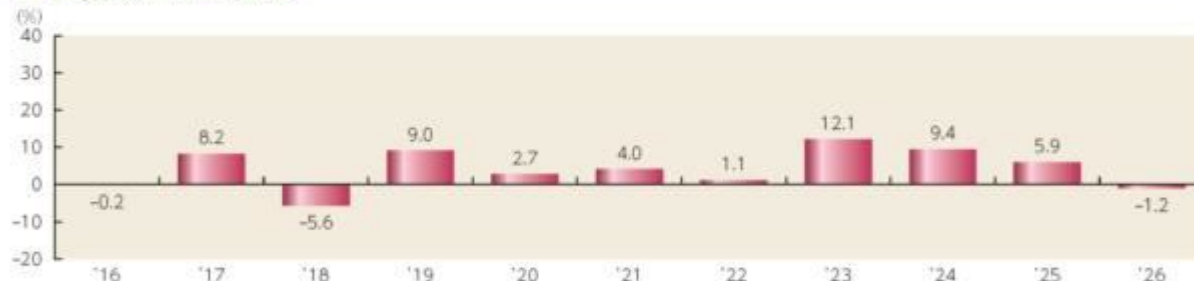
・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

種別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	83.4%	1 マレーシアリンギット	17.7%	1 6.25 PHILIPPI(GI) 360114	国債	フィリピン	8.0%
地方債	0.8%	2 韓国ウォン	11.8%	2 6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	7.5%
特殊債	12.4%	3 インドネシアルピア	10.7%	3 5.5 EX-IM BK IND 330118	特殊債	インド	5.7%
		4 オーストラリアドル	10.7%	4 3.39 THAILAND 370617	国債	タイ	4.7%
		5 ニュージーランドドル	10.3%	5 3.519 MALAYSIAGOV 280420	国債	マレーシア	4.2%
		6 インドルピー	9.0%	6 3.582 MALAYSIAGOV 320715	国債	マレーシア	3.5%
		7 フィリピンペソ	8.0%	7 2.632 MALAYSIAGOV 310415	国債	マレーシア	3.3%
		8 シンガポールドル	7.3%	8 6.125 INDONESIA 280515	国債	インドネシア	3.1%
コールローン他 (負債控除後)	3.4%	9 タイバーツ	6.0%	9 3.25 KOREA TREASU 530310	国債	韓国	2.9%
合計	100.0%	10 中国元	4.3%	10 2.25 VICTORIA 341120	特殊債	オーストラリア	2.8%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ・2026年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2026年 1月8日から2026年 7月 7日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [2026年 1月 7日現在]	当期 [2026年 7月 7日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,138,489	36,683,271
親投資信託受益証券	5,692,352,374	5,324,649,436
未収入金	4,166,825	14,108,455
未収利息	791	974
流動資産合計	5,736,658,479	5,375,442,136
資産合計	5,736,658,479	5,375,442,136
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,057,706	12,449,222
未払解約金	6,392,558	15,324,385
未払受託者報酬	206,211	187,587
未払委託者報酬	7,526,662	6,846,921
その他未払費用	20,612	18,748
流動負債合計	27,203,749	34,826,863
負債合計	27,203,749	34,826,863
純資産の部		
元本等		
元本	6,528,853,321	6,224,611,272
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△819,398,591	△883,995,999
（分配準備積立金）	201,778,494	231,049,406
元本等合計	5,709,454,730	5,340,615,273
純資産合計	5,709,454,730	5,340,615,273
負債純資産合計	5,736,658,479	5,375,442,136

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	当期 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
営業収益		
受取利息	54,562	76,994
有価証券売買等損益	475,098,462	16,430,518
営業収益合計	475,153,024	16,507,512
営業費用		
受託者報酬	1,280,125	1,207,964
委託者報酬	46,724,712	44,090,598
その他費用	127,954	120,735
営業費用合計	48,132,791	45,419,297
営業利益又は営業損失（△）	427,020,233	△28,911,785
経常利益又は経常損失（△）	427,020,233	△28,911,785
当期純利益又は当期純損失（△）	427,020,233	△28,911,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,147,982	△180,088
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,231,210,842	△819,398,591
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,954,864	45,681,883
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,954,864	45,681,883
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,099,955	5,373,206
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,099,955	5,373,206
分配金	80,914,909	76,174,388
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△819,398,591	△883,995,999

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2026年 1月 7日現在]	当期 [2026年 7月 7日現在]
1. 期首元本額	6,970,589,391円	6,528,853,321円
期中追加設定元本額	46,446,121円	40,232,011円
期中一部解約元本額	488,182,191円	344,474,060円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	819,398,591円	883,995,999円
3. 受益権の総数	6,528,853,321口	6,224,611,272口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日			当期 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日		
1. 分配金の計算過程 第197期 2025年 7月 8日 2025年 8月 7日			1. 分配金の計算過程 第203期 2026年 1月 8日 2026年 2月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,987,743円	費用控除後の配当等収益額	A	18,002,298円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,274,400円
収益調整金額	C	180,512,265円	収益調整金額	C	170,426,960円
分配準備積立金額	D	151,948,955円	分配準備積立金額	D	200,609,463円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	351,448,963円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	428,313,121円
当ファンドの期末残存口数	F	6,928,882,679口	当ファンドの期末残存口数	F	6,495,204,978口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10.000	507円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10.000	659円

前期 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日			当期 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日		
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,857,765円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,990,409円
第198期 2025年 8月 8日 2025年 9月 8日			第204期 2026年 2月10日 2026年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,367,432円	費用控除後の配当等収益額	A	10,706,919円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	179,356,826円	収益調整金額	C	168,056,380円
分配準備積立金額	D	155,816,360円	分配準備積立金額	D	241,074,112円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	353,540,618円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	419,837,411円
当ファンドの期末残存口数	F	6,877,130,475口	当ファンドの期末残存口数	F	6,395,454,735口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	514円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	656円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,754,260円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,790,909円
第199期 2025年 9月 9日 2025年10月 7日			第205期 2026年 3月10日 2026年 4月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,798,292円	費用控除後の配当等収益額	A	10,749,696円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	177,162,117円	収益調整金額	C	167,088,024円
分配準備積立金額	D	158,331,052円	分配準備積立金額	D	237,154,465円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	351,291,461円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	414,992,185円
当ファンドの期末残存口数	F	6,786,991,298口	当ファンドの期末残存口数	F	6,349,861,517口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	517円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	653円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,573,982円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,699,723円
第200期 2025年10月 8日 2025年11月 7日			第206期 2026年 4月 8日 2026年 5月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,853,268円	費用控除後の配当等収益額	A	10,993,491円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	176,319,170円	収益調整金額	C	166,634,460円
分配準備積立金額	D	159,263,885円	分配準備積立金額	D	234,019,751円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	352,436,323円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	411,647,702円
当ファンドの期末残存口数	F	6,742,054,439口	当ファンドの期末残存口数	F	6,323,092,981口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	522円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	651円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,484,108円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,646,185円
第201期 2025年11月 8日 2025年12月 8日			第207期 2026年 5月 8日 2026年 6月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,101,456円	費用控除後の配当等収益額	A	11,827,927円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	172,651,956円	収益調整金額	C	166,219,147円
分配準備積立金額	D	159,021,360円	分配準備積立金額	D	231,317,267円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	349,774,772円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,364,341円
当ファンドの期末残存口数	F	6,593,544,243口	当ファンドの期末残存口数	F	6,298,970,269口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	530円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	649円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,187,088円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,597,940円
第202期 2025年12月 9日 2026年 1月 7日			第208期 2026年 6月 9日 2026年 7月 7日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,586,794円	費用控除後の配当等収益額	A	15,889,572円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,954,425円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	171,102,855円	収益調整金額	C	164,625,780円
分配準備積立金額	D	162,294,981円	分配準備積立金額	D	227,609,056円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	385,939,055円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,124,408円
当ファンドの期末残存口数	F	6,528,853,321口	当ファンドの期末残存口数	F	6,224,611,272口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	591円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	655円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円

前期 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日			当期 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,057,706円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,449,222円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 7月 8日 至 2026年 1月 7日	当期 自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2026年 1月 7日現在]	当期 [2026年 7月 7日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2026年 1月 7日現在]	当期 [2026年 7月 7日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	97,883,784	52,887,080
合計	97,883,784	52,887,080

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [2026年 1月 7日現在]	当期 [2026年 7月 7日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8745円 (8,745円)	0.8580円 (8,580円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マ ザーファンド	1,366,591,237	5,324,649,436	
合 計		1,366,591,237	5,324,649,436	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2026年 7月 7日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	3,898,940
コール・ローン	83,723,296
国債証券	4,728,101,538
地方債証券	105,697,787
特殊債券	711,925,141
派生商品評価勘定	5,463,177
未収入金	83,790,001
未収利息	58,082,075
前払費用	1,849,793
差入委託証拠金	35,441,017
流動資産合計	5,817,972,765
資産合計	5,817,972,765
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,780,174
未払金	84,025,125
未払解約金	14,151,035
流動負債合計	107,956,334
負債合計	107,956,334

[2026年 7月 7日現在]

純資産の部	
元本等	
元本	1,465,514,483
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,244,501,948
元本等合計	5,710,016,431
純資産合計	5,710,016,431
負債純資産合計	5,817,972,765

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2026年 7月 7日現在]
1. 期首	2026年 1月 8日
期首元本額	1,567,892,440円
期中追加設定元本額	4,832,225円
期中一部解約元本額	107,210,182円
元本の内訳※	
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）	1,366,591,237円
アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）	98,923,246円
合計	1,465,514,483円
2. 差入委託証拠金代用有価証券	
先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入れを行っております。	
国債証券	31,628,770円
3. 受益権の総数	1,465,514,483口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 2026年 1月 8日 至 2026年 7月 7日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2026年 7月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2026年 7月 7日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△125,122,686
地方債証券	1,158,603
特殊債券	△6,060,269
合計	△130,024,352

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2026年 7月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	235,853,880	—	236,659,027	805,147

	オーストラリアドル	59,241,000	—	60,153,061	912,061
	シンガポールドル	313,290,409	—	313,696,000	405,591
	ニュージーランドドル	60,798,114	—	60,064,420	△733,694
	売建				
	アメリカドル	374,088,523	—	378,008,191	△3,919,668
	シンガポールドル	187,470,000	—	188,217,600	△747,600
	ニュージーランドドル	59,241,000	—	60,064,420	△823,420
	合計	1,289,982,926	—	1,296,862,719	△4,101,583

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連（直物為替先渡取引）

[2026年 7月 7日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	買建				
	フィリピンペソ	113,498,000	—	111,447,702	△2,050,298
	インドネシアルピア	162,139,999	—	160,634,505	△1,505,494
	韓国ウォン	113,498,000	—	114,631,219	1,133,219
	売建				
	インドネシアルピア	226,996,000	—	224,788,841	2,207,159
	合計	616,131,999	—	611,502,267	△215,414

（注）時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2026年 7月 7日現在]
1口当たり純資産額	3.8963円
(1万口当たり純資産額)	(38,963円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	T-BILL 261001	100,000.00	99,118.50	
		T-BILL 270121	100,000.00	97,999.92	(注1)
		T-BILL 270415	100,000.00	97,070.82	(注1)
	国債証券 小計		300,000.00	294,189.24 (47,699,843)	
	特殊債券	5 EX-IM BK IND 360112	200,000.00	196,114.44	
		5.5 EX-IM BK IND 330118	2,000,000.00	2,037,805.50	
	特殊債券 小計		2,200,000.00	2,233,919.94 (362,207,779)	
アメリカドル合計			2,500,000.00	2,528,109.18 (409,907,622)	
オーストラリアドル	国債証券	1.5 AUST GOVT 310621	600,000.00	522,624.00	
		1.75 AUST GOVT 510621	300,000.00	151,794.00	
		2.75 AUST GOVT 350621	900,000.00	769,941.00	
		3.25 AUST GOVT 390621	400,000.00	335,380.00	
	国債証券 小計		2,200,000.00	1,779,739.00 (200,701,167)	
	特殊債券	2.25 VICTORIA 341120	1,800,000.00	1,434,366.00	
		4.5 INTL FINAN 300520	500,000.00	496,235.00	
		5.25 AIRSERV AUST 340515	500,000.00	495,685.00	
		5.25 VICTORIA 380915	700,000.00	674,870.00	
	特殊債券 小計		3,500,000.00	3,101,156.00 (349,717,362)	
オーストラリアドル合計			5,700,000.00	4,880,895.00 (550,418,529)	
シンガポールドル	国債証券	2.25 SINGAPORGOVT 360801	400,000.00	404,690.00	
		2.375 SINGAPORGOV 390701	800,000.00	814,638.48	
		2.75 SINGAPORGOVT 460301	100,000.00	108,652.50	
		3 SINGAPORGOVT 720801	600,000.00	713,485.50	
		3.375 SINGAPORGOV 330901	400,000.00	435,292.88	
シンガポールドル合計			2,300,000.00	2,476,759.36 (310,858,067)	
マレーシアリングット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	5,000,000.00	4,829,285.25	
		3.519 MALAYSIAGOV 280420	6,000,000.00	6,030,036.00	
		3.582 MALAYSIAGOV 320715	5,000,000.00	5,022,771.00	
		3.828 MALAYSIAGOV 340705	1,000,000.00	1,015,988.20	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	3,000,000.00	3,053,883.60	
		4.642 MALAYSIAGOV 331107	3,000,000.00	3,203,714.10	
		4.696 MALAYSIAGOV 421015	2,000,000.00	2,184,439.00	
マレーシアリングット合計			25,000,000.00	25,340,117.15 (1,007,457,173)	
ニュー	国債証券	0.25 NZ GOVT 280515	600,000.00	567,001.16	

ジーランドドル		1.75 NZ GOVT 410515	600,000.00	407,455.53	
		2 NZ GOVT 320515	300,000.00	268,423.50	
		2.75 NZ GOVT 370415	1,700,000.00	1,445,099.51	
		3.5 NZ GOVT 330414	600,000.00	577,729.44	
		4.25 NZ GOVT 360515	1,500,000.00	1,479,547.65	
		5 NZ GOVT 540515	400,000.00	396,489.72	
	国債証券 小計		5,700,000.00	5,141,746.51 (475,457,299)	
	地方債証券	3.5 NZ LOCAL GOV 330414	1,200,000.00	1,143,049.50	
	地方債証券 小計		1,200,000.00	1,143,049.50 (105,697,787)	
ニュージーランドドル合計			6,900,000.00	6,284,796.01 (581,155,086)	
タイバーツ	国債証券	1.585 THAILAND 351217	10,000,000.00	9,657,297.00	
		2.98 THAILAND 450617	5,000,000.00	5,065,766.00	
		3.39 THAILAND 370617	50,000,000.00	56,142,550.00	
タイバーツ合計			65,000,000.00	70,865,613.00 (345,115,535)	
フィリピンペソ	国債証券	6.25 PHILIPPI(GL) 360114	190,000,000.00	176,615,835.70	
フィリピンペソ合計			190,000,000.00	176,615,835.70 (465,541,681)	
インドネシアルピア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	20,000,000,000.00	19,579,034,000.00	
		6.625 INDONESIA 330515	50,000,000,000.00	48,219,828,000.00	
インドネシアルピア合計			70,000,000,000.00	67,798,862,000.00 (610,189,758)	
韓国ウォン	国債証券	2.5 KOREA TREASUR 300910	400,000,000.00	377,863,148.00	
		2.625 KOREA TREAS 300310	500,000,000.00	478,435,500.00	
		2.875 KOREA TREAS 440910	600,000,000.00	486,960,660.00	
		3 KOREA TREASURY 341210	100,000,000.00	91,808,328.00	
		3.25 KOREA TREASU 330610	800,000,000.00	759,015,752.00	
		3.25 KOREA TREASU 351210	200,000,000.00	185,459,816.00	
		3.25 KOREA TREASU 530310	1,800,000,000.00	1,466,062,290.00	
		3.5 KOREA TREASUR 340610	1,000,000,000.00	956,344,680.00	
韓国ウォン合計			5,400,000,000.00	4,801,950,174.00 (509,242,014)	
インドルピー	国債証券	5.79 INDIA GOVT 300511	50,000,000.00	48,999,950.00	
		6.48 INDIA GOVT 351006	50,000,000.00	48,885,369.00	
		6.54 INDIA GOVT 320117	50,000,000.00	49,974,650.00	
		7.02 INDIA GOVT 310618	50,000,000.00	51,198,900.00	
		7.23 INDIA GOVT 390415	50,000,000.00	51,475,050.00	
		7.3 INDIA GOVT 530619	50,000,000.00	49,950,250.00	
インドルピー合計			300,000,000.00	300,484,169.00 (513,827,928)	
中国元	国債証券	1.78 CHINA GOVT 351115	1,000,000.00	1,003,389.00	
		1.83 CHINA GOVT 350825	6,000,000.00	6,054,008.40	

	2.33 CHINA GOVT 440815	3,000,000.00	3,085,054.50	
中国元合計		10,000,000.00	10,142,451.90 (242,011,073)	
合計			5,545,724,466 (5,545,724,466)	

(注1)当銘柄は、差入委託証拠金代用有価証券として担保に差し入れております。

(注2)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 3銘柄	11.64%	0.86%
	特殊債券 2銘柄	88.36%	6.53%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	36.46%	3.62%
	特殊債券 4銘柄	63.54%	6.31%
シンガポールドル	国債証券 5銘柄	100.00%	5.61%
マレーシアリングット	国債証券 7銘柄	100.00%	18.17%
ニュージーランドドル	国債証券 7銘柄	81.81%	8.57%
	地方債証券 1銘柄	18.19%	1.91%
タイバーツ	国債証券 3銘柄	100.00%	6.22%
フィリピンペソ	国債証券 1銘柄	100.00%	8.39%
インドネシアルピア	国債証券 2銘柄	100.00%	11.00%
韓国ウォン	国債証券 8銘柄	100.00%	9.18%
インドルピー	国債証券 6銘柄	100.00%	9.27%
中国元	国債証券 3銘柄	100.00%	4.36%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2026年 7月31日現在

（単位：円）

I 資産総額	5,282,677,370
II 負債総額	9,288,968
III 純資産総額（I－II）	5,273,388,402
IV 発行済口数	6,191,596,957口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8517
（10,000口当たり）	（8,517）

（参考）

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2026年 7月31日現在
(単位：円)

I 資産総額	5,754,742,541
II 負債総額	115,754,897
III 純資産総額（I－II）	5,638,987,644
IV 発行済口数	1,456,405,268口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.8719
（10,000口当たり）	(38,719)

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2026年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィード

バックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	783	64,217,311
追加型公社債投資信託	17	1,679,359
単位型株式投資信託	43	262,022
単位型公社債投資信託	34	96,390
合 計	877	66,255,082

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け

ております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	37,354	38,323
有価証券	700	3,347
前払費用	770	937
未収入金	25	0
未収委託者報酬	24,418	29,726
未収収益 ※2	1,005	※2 1,081
金銭の信託	1,650	3,151
その他	398	526
流動資産合計	66,325	77,094
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	2,762	※1 2,581
器具備品 ※1	1,045	※1 1,542
土地	628	628
建設仮勘定	747	6
有形固定資産合計	5,184	4,758
無形固定資産		
ソフトウェア	4,452	4,732
ソフトウェア仮勘定	1,003	861
無形固定資産合計	5,456	5,594
投資その他の資産		
投資有価証券	10,302	17,107
関係会社株式	159	159
投資不動産 ※1	1,712	※1 1,641
長期差入保証金	690	689
繰延税金資産	1,640	1,362
その他	45	45
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,526	20,981
固定資産合計	25,166	31,334
資産合計	91,491	108,428

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		

未払収益分配金	114	130
未払償還金	151	166
未払手数料	8,878	11,249
その他未払金 ※2	819	1,817
未払費用 ※2	10,352	11,814
未払消費税等	1,211	1,352
未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204

その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182
投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	※2 18	※2 2
固定資産売却損	※1 6	-
減損損失	※4 1,306	-
事業譲渡関連損失	※5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	※3 5,356	※3 6,780
法人税等調整額	△344	△312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	

	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921

当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向け

て、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	—
計	6百万円	—

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	—	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	—	—
電話加入権	15百万円	—
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	45,747百万円
②	1株当たり配当額	216,218円
③	基準日	2024年3月31日
④	効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	1株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の

ない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	—
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	—
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	—
資産計	49,805	49,803	△1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	3,347	3,347	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	—
資産計	23,250	23,250	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	—	—	—
金銭の信託	3,151	—	—	—
未収委託者報酬	29,726	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	—	—	—
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（(1)＊参照）。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	—	3,347
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(※)	5,740	10,711	—	16,451
資産計	7,739	15,210	—	22,950

(※) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,780	326	14

合計	1,780	326	14
----	-------	-----	----

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	—
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67

役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債 合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円

会社						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル 預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預 金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693 百万円 460 百万円	未払手数料 未払費用	1,169 百万円 262 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—

普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜更新後＞

（1）受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
- ②資本金の額：342,037百万円（2026年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2026年3月末現在)	③事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	125,966 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	14,173 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	14,105 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
広島信用金庫	3,400 百万円※	金融業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
白木証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	69,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金

株式会社SBI証券	(2026年7月31日現在)	融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ・キャピタル証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※広島信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（2026年1月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2026年7月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

<訂正前>

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

<訂正後>

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

す。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年9月9日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2026年1月8日から2026年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2026年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見 将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。